

第92回

定時株主総会 招集ご通知

目 次

第92回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	3
（提供書面）	
事業報告……………	18
連結計算書類……………	31
計算書類……………	33
監査報告……………	35

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主の皆様にはご来場をなるべくお控えいただき、書面による議決権の行使をご推奨申し上げます。

なお、議決権行使書用紙は、通常郵便より到着に時間を要しますので、お早目にご投函いただきますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

開催場所

神戸市中央区海岸通1丁目2番22号
当社4階会議室

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は、2021年4月1日をもちまして、設立80周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位の長年にわたるご支援、ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

つきましては、株主の皆様にご感謝の意を表すため、記念配当をご提案させていただきます。

株主の皆様におかれましては、何卒変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役
社長執行役員

古郡 勝英

企業使命

国際物流業務を通して世界の産業とくらしに貢献する

経営方針

- 1 顧客の課題を解決することによって付加価値の高いサービスを提供する
- 2 経営基盤を強化し、存在感のある事業体となる
- 3 社員にとって働きがいのある、いきいきとした職場をつくる

行動基準

- 1 誇りと情熱を持って仕事に取り組む
- 2 時代の変化に柔軟に対応する
- 3 創造的に、進歩的に行動する

証券コード9365
2022年6月3日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

神戸市中央区海岸通1丁目2番22号

トレーディア株式会社

代表取締役 古 郡 勝 英
社長執行役員

第92回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 神戸市中央区海岸通1丁目2番22号 当社4階会議室 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第92期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

■ 株主総会に関するご留意事項

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書面のうち、次の事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトへの掲載をもって、株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会または会計監査人が監査を実施した対象の一部となります。

- ・業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
- ・連結計算書類における連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ・計算書類における株主資本等変動計算書、個別注記表

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

■ 株主総会決議ご通知についてのご案内

昨年より、資源節約のため、決議ご通知の送付を取止めとさせていただいております。決議結果につきましては、株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。

■ 新型コロナウイルス感染症への対応について

受付等の運営スタッフは、検温を含め、事前に体調を確認のうえ、マスクを着用して本総会を運営させていただきます。

本総会にご出席される株主様は、開催当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

今後の状況により、本総会の運営に大きな変更点、その他株主総会開催上の注意事項が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

当社ウェブサイト <http://www.tradia.co.jp/>

株主総会参考書類

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元が経営の最重要課題の一つであると認識しており、剰余金の処分につきましては、業績、当社グループを取り巻く経営環境などを総合的に勘案し配当等を行うこととしております。

当社は、2021年4月1日をもちまして、設立80周年を迎えることができ、これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援、ご協力の賜物と心より感謝しております。つきましては、日頃よりご支援いただきました株主の皆様への感謝の意を表し、設立80周年記念配当を実施し、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 50円 (普通配当30円、記念配当20円)
総額73,317,350円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第2条（事業の目的）

業法改正に対応した文言修正を行うため、当社定款第2条第4号を「貨物運送取扱業」から「貨物利用運送業」に変更するものであります。

(2) 第15条（現行定款：株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供、変更案：電子提供措置等）及び附則

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(事業の目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～3. (条文省略)</p> <p>4. <u>貨物運送取扱業</u></p> <p>5.～8. (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>(事業の目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1.～3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>貨物利用運送業</u></p> <p>5.～8. (現行どおり)</p> <p>< 削 除 ></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

現行定款	変更案
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則)</p> <p><u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（5名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	当社における地位及び担当 重要な兼職の状況	当期 取締役会 出席状況
1	ふるごおりかつひで 古郡勝英 再任	代表取締役 社長執行役員	6回/6回 (100%)
2	やましたしゅういち 山下修一 再任	取締役 専務執行役員 総務本部長	6回/6回 (100%)
3	ますだひろと 増田裕人 再任	取締役 専務執行役員 営業戦略本部長 兼 大阪支社長 兼 大阪営業所長	6回/6回 (100%)
4	しまづきよひと 嶋津清仁 再任	取締役 常務執行役員 京浜支店長	6回/6回 (100%)
5	よしだだいすけ 吉田大介 再任	取締役 上席執行役員 海外戦略本部長	6回/6回 (100%)

(注) 上記の取締役会出席状況に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

候補者番号

1

再任

ふる ごおり かつ ひで
古 郡 勝 英

(1949年6月1日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1972年4月 当社入社
2000年4月 当社京浜支店営業第1部長
2003年4月 当社京浜支店長代理
2005年4月 当社名古屋支店長代理
2005年6月 当社取締役名古屋支店長
2010年4月 当社取締役常務執行役員名古屋支店長
2011年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長
2011年6月 当社常務取締役物流事業本部長
2013年6月 当社代表取締役常務取締役
2014年4月 当社代表取締役専務取締役専務執行役員
2015年6月 当社代表取締役社長執行役員（現在）

所有する当社の株式

14,600株

取締役在任年数

17年

取締役会への出席状況

6回/6回（100%）

取締役候補者とした理由

古郡勝英氏は、長年にわたり幅広く経営に携わり、国際物流事業及び企業経営に関して豊富な経験・実績・見識を有し、現在は代表取締役社長執行役員として経営の指揮を執り、当社における豊富な経験と事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

再任

やま した しゅう いち
山 下 修 一

(1953年1月29日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年4月 当社入社
2003年4月 当社京浜支店総務部長
2005年4月 当社本店総務部長
2008年6月 当社取締役総務本部長
2014年4月 当社取締役常務執行役員総務本部長
2018年6月 当社取締役専務執行役員総務本部長（現在）

所有する当社の株式

10,100株

取締役在任年数

14年

取締役会への出席状況

6回/6回（100%）

取締役候補者とした理由

山下修一氏は、長年にわたり総務部門を牽引し、企業運営に関して豊富な経験・実績を積み、現在は総務本部長として管理部門全体を統括しており、当社における豊富な経験と事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3

再任

ます だ ひろ と
増 田 裕 人

(1958年5月19日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年4月 当社入社
2007年4月 当社神戸支店営業第1部長
2015年6月 当社執行役員神戸支店長代理
2016年4月 当社執行役員国際営業本部長
2017年4月 当社上席執行役員国際営業本部長
2017年6月 当社取締役上席執行役員国際営業本部長
2018年6月 当社取締役常務執行役員営業戦略本部長
2018年10月 当社取締役常務執行役員営業戦略本部長 兼 神戸支店長
2019年6月 当社取締役常務執行役員営業戦略本部長 兼 大阪支社長
兼 大阪営業所長
2020年6月 当社取締役専務執行役員営業戦略本部長 兼 大阪支社長
兼 大阪営業所長（現在）

所有する当社の株式

6,400株

取締役在任年数

5年

取締役会への出席状況

6回/6回（100%）

取締役候補者とした理由

増田裕人氏は、長年にわたり営業部門を牽引し、営業分野において豊富な経験・実績を積み、現在は営業戦略本部長として営業部門全体を統括しており、当社における豊富な経験と事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

再任

しま づ きよ ひと
嶋 津 清 仁 (1960年6月9日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年4月 当社入社
2008年4月 当社京浜支店営業第2部長
2015年6月 当社執行役員京浜支店長
2016年4月 当社執行役員国際営業本部長
2017年4月 当社上席執行役員京浜支店長 兼 国際営業本部長
2018年6月 当社取締役上席執行役員京浜支店長 兼 国際営業本部長（東日本担当）
2021年6月 当社取締役常務執行役員京浜支店長（現在）

所有する当社の株式

4,500株

取締役在任年数

4年

取締役会への出席状況

6回/6回（100%）

取締役候補者とした理由

嶋津清仁氏は、長年にわたり営業部門を牽引し、営業分野において豊富な経験・実績を積み、現在は京浜支店長として東日本地区を統括しており、当社における豊富な経験と事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

5

再任

よし だ だい すけ
吉 田 大 介

(1965年8月5日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年 4 月 当社入社
2011年 4 月 当社京浜支店営業業務部長
2012年 7 月 当社京浜支店営業第1部長
2017年 4 月 当社執行役員京浜支店長代理
2020年 6 月 当社取締役執行役員海外戦略本部長
2021年 6 月 当社取締役上席執行役員海外戦略本部長（現在）

所有する当社の株式

3,000株

取締役在任年数

2年

取締役会への出席状況

6回/6回（100%）

取締役候補者とした理由

吉田大介氏は、長年にわたり営業部門及び業務部門を牽引し、さらに京浜支店長代理を経験し豊富な経験・実績を積み、現在は海外戦略本部長として海外事業全体を統括しており、当社における豊富な経験と事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合は除く。）等を填補することとしております。保険料は特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者に実質的な保険料負担はありません。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役庵原敬吾氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

新任	きく	ち	まさ	や	す	
社外	菊	池	正	八	州	(1959年3月31日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 株式会社兵庫相互銀行（現 株式会社みなと銀行） 入行
 2003年4月 同行 鳴尾支店 支店長
 2005年4月 同行 本店 営業推進部 次長
 2006年10月 同行 本店 リスク統括部 部長
 2009年4月 同行 本店 リスク統括部 部長（理事）
 2011年4月 同行 本店 監査部 審議役（理事）
 2011年6月 同行 常勤監査役
 2015年6月 みなとコンサルティング株式会社 代表取締役社長
 2018年6月 同社 代表取締役社長
 みなとキャピタル株式会社 代表取締役社長
 2019年6月 みなとコンサルティング株式会社 代表取締役社長
 2020年6月 みなとアセットリサーチ株式会社 代表取締役社長
 （現在）

所有する当社の株式

－株

監査等委員である取締役在任年数

－年

取締役会への出席状況

－

監査等委員会への出席状況

－

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

菊池正八州氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営における豊富な経験と金融取引に関する幅広い見識を有しており、これらの経験や見識を活かして特に企業経営・経営戦略、財務・ファイナンス、人事労務・人材育成について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をいただくことを期待したためであります。

-
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 菊池正八州氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 菊池正八州氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合は除く。）等を填補することとしております。保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者に実質的な保険料負担はありません。菊池正八州氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 菊池正八州氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2020年6月26日開催の第90回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました山下更一氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされており、改めて法令に定める員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

新任	まつ やま よし ひろ
社外	松 山 佳 弘 (1960年1月27日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 6月	宇治税務署	法人税・源泉所得税部門
2004年 7月	大阪国税局	課税第二部 法人課税課 課長補佐
2007年 7月	北税務署	総務課長
2008年 7月	大阪国税局	課税第一部 国税訟務官
2009年 7月	税務大学校	総合教育部 教授（法人税担当）
2011年 7月	中京税務署	副署長
2012年 7月	舞鶴税務署	署長
2013年 7月	大阪国税局	課税第一部 統括国税実査官（電子商取引担当）
2015年 7月	大阪国税局	調査第一部 広域情報管理課長
2016年 7月	右京税務署	署長
2017年 7月	大阪国税局	調査第一部 調査総括課長
2018年 7月	大阪国税不服審判所	管理課長
2019年 7月	富田林税務署	署長
2020年 8月	税理士登録	松山佳弘税理士事務所開設（現在）

所有する当社の株式

—株

監査等委員である取締役在任年数

—年

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松山佳弘氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は税務行政機関での豊富な経験や税理士としての財務・会計及び税務に関する幅広い見識を有しており、これらの経験や見識を活かして特に財務・ファイナンス、法務コンプライアンス・リスク管理について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は、これまで直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけのものと判断しております。

-
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松山佳弘氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 松山佳弘氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合は除く。）等を填補することとしております。保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者に実質的な保険料負担はありません。松山佳弘氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 松山佳弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任いたします監査等委員である取締役庵原敬吾氏に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
庵原敬吾	2018年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在）

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の拡大や新生活様式の定着などに伴い、経済活動の正常化が進み、総じて緩やかな回復基調にありました。一方、新たな変異株の蔓延による感染再拡大やウクライナ情勢などの地政学的リスクを主要因とした資源価格の高騰、半導体不足など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する港湾物流業界における貿易に関しましては、輸出は外需先行で引き続き堅調に推移していくものと予想されますが、輸入は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、個人消費全体が足踏み状態となったことから、一般消費財等の貨物量の回復には時間を要するものと考えられます。また、国際物流を担うコンテナ船による海上輸送においては、感染拡大に伴う都市ロックダウンや、貨物量の急回復によるコンテナ不足、本船スペース不足により、物流網が混乱しており、依然として収まる兆しが見えない状況となっております。

当社グループは、このような不安定な状況の中、従業員の安全に配慮しつつ、リモートワークやオンラインでの商談を活用しながら積極的な営業展開に努めてまいりました。その結果、輸出部門の回復と国際部門の牽引により、総取扱量は前年同期比1.4%増加し、営業収入は183億90百万円余（前年同期は149億37百万円余）となりました。

損益面につきましては、営業総利益は前年同期比28.3%増加し10億27百万円余（対前年同期2億26百万円余増）となり、一般管理費も減少した結果、営業利益は前年同期比386.0%増加し2億98百万円余（対前年同期2億36百万円余増）、経常利益は前年同期比184.2%増加し4億44百万円余（対前年同期2億88百万円余増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比182.3%増加し3億6百万円余（対前年同期1億97百万円余増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しております。これに伴い、従来の会計処理と比較して、当連結会計

年度の営業収入は「輸出部門」で14百万円、「輸入部門」で1億32百万円減少するため、営業収入については、前連結会計年度と比較しての増減額及び前年同期比（%）を記載せずに説明しております。当該変更により、営業費用も営業収入と同額減少するため、セグメント利益又は損失に与える影響はありません。

① 輸出部門

輸出部門におきましては、半導体不足や新型コロナウイルスの感染拡大に伴うロックダウンにより部品調達の停滞、生産調整が行われたものの、世界的に自動車産業等のサプライチェーンは通期にわたっておおむね堅調に推移し、機械機器製品の取扱量が増加したため、輸出部門の営業収入は27億49百万円余（前年同期は26億13百万円余）、セグメント利益は25百万円余（前年同期はセグメント損失85百万円余）となりました。

② 輸入部門

輸入部門におきましては、前期特需となったコロナウイルス関連資材の輸入も落ち着き、当期は度重なるコロナウイルス感染拡大による国内消費低迷により一般消費財の荷動きが鈍く、繊維製品、雑貨を中心に取扱量が減少したため、輸入部門の営業収入は50億11百万円余（前年同期は54億36百万円余）、セグメント損失は75百万円余（前年同期はセグメント利益9百万円余）となりました。

③ 国際部門

国際部門におきましては、輸出では、台湾・インド向け設備輸送や、北米向け三国間の取扱いが期初より堅調に推移し貨物の取扱量が増加しました。輸入では、取扱量は前年並となりましたが、海上輸送のスペース逼迫により、混載便の利用や、航空便への振替が増加し収入を伸ばしました。また、輸出入ともに海上運賃高騰の追い風を受けたため、国際部門の営業収入は104億44百万円余（前年同期は66億91百万円余）、セグメント利益は2億85百万円余（前年同期はセグメント利益77百万円余）となりました。

④ 倉庫部門

倉庫部門におきましては、安定した賃料収入により、営業収入は前年同様の59百万円余となり、セグメント利益は52百万円余（前年同期はセグメント利益50百万円余）となりました。

⑤ その他

船内荷役等の営業収入合計は1億28百万円余（前年同期は1億38百万円余）となり、セグメント利益は10百万円余（前年同期はセグメント利益8百万円余）となりました。

（注）上記のセグメントの営業収入には、セグメント間の内部営業収入2百万円余を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
営 業 収 入	14,974,216	14,484,567	14,937,542	18,390,137
経 常 利 益	199,705	90,008	156,498	444,719
親会社株主に帰属する 当期純利益	169,168	51,012	108,590	306,570
1株当たり当期純利益	115円45銭	34円81銭	74円11銭	209円32銭
総 資 産	9,208,250	8,465,557	9,291,460	10,112,006
純 資 産	2,757,336	2,573,564	2,906,782	3,225,435

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	2018年度 第89期	2019年度 第90期	2020年度 第91期	2021年度 第92期 (当期)
営 業 収 入	14,970,310	14,484,567	14,937,542	18,390,137
経 常 利 益	182,249	84,434	146,075	408,016
当 期 純 利 益	152,248	45,879	98,490	243,334
1株当たり当期純利益	103円82銭	31円28銭	67円16銭	165円94銭
総 資 産	8,983,859	8,157,598	8,933,101	9,709,783
純 資 産	2,483,719	2,325,506	2,543,304	2,838,565

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

今後の日本経済は、感染力の強い変異株による新型コロナウイルスの感染拡大が引き続き懸念されるものの、拡大防止策の浸透や効果的なワクチン接種の普及により、社会経済活動は徐々に再開に向かい、景気は回復基調となることが見込まれる一方、ウクライナ情勢など新たな地政学的リスクの高まり、原油をはじめとするエネルギー価格、原材料の高騰の影響も懸念され、依然として先行き不透明な状況が続くものと予測されます。従いまして2022年4月以降の経済情勢はまだまだ予断を許さない状況で推移するものと考えております。また、顧客の物流コスト削減要請に伴う業者間の価格競争激化に加え、新型コロナウイルスや地政学的リスクの影響により、世界各地で需要の乱高下が発生し、世界的な海上コンテナ不足等の国際物流の混乱が長期化しております。それにより、サプライチェーンが停滞し、荷動きに影響を与えることが懸念され、当社グループを取り巻く事業環境は厳しい状況が続くものと思われま

このような状況下、景気の動向や経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、継続的に安定した収益を確保できる基盤を確立するため、海外拠点の充実強化によるサービスの提供と営業収入の拡大に努める一方、基幹港湾物流施設を有効利用し、安定的な収益源の確保と高付加価値貨物の取込みにより収益性の向上を図ります。企業活動をWITHコロナ時代に合わせて変革し、同時にオンラインを活用した働き方改革を推進してまいります。また、港湾関連情報ネットワークへの連携を図ると共に、IT関連投資を促進し固定費削減に取り組み生産性を向上させ、顧客からのより一層の信頼を得る海貨系国際物流事業者として、業績の向上を目指してまいります。

今後とも業績向上に全力で取り組み、株主の皆様のご期待に沿うことができますよう努めてまいりますので、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
大 日 物 流 (株)	35百万円	100.0%	輸出入に関わる業務の請負事業

(7) 主要な事業内容

港湾運送事業、国際輸送事業、兼業事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所

① 当社の主要な営業所

本店	兵庫県神戸市中央区
神戸支店	兵庫県神戸市中央区
大阪支社	大阪府大阪市北区
名古屋支店	愛知県名古屋市港区
京浜支店	東京都港区

② 子会社の営業所

大日物流(株)	東京都港区
---------	-------

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
338名	6名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
337名	6名減	41.9歳	17.2年

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みなと銀行	1,387
株式会社三菱UFJ銀行	1,228
株式会社三井住友銀行	781
株式会社中国銀行	772
株式会社商工組合中央金庫	410

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,470,000株
 (3) 株主数 900名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ト ラ ン コ ム 株 式 会 社	1,422百株	9.7%
ト レ ー デ ィ ア 株 式 会 社 社 員 持 株 会	817	5.6
株 式 会 社 み な と 銀 行	727	5.0
丸 正 株 式 会 社	700	4.8
日 本 郵 船 株 式 会 社	687	4.7
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	667	4.5
日 本 製 麻 株 式 会 社	569	3.9
株 式 会 社 大 豊 デ ィ ピ ー セ ン タ ー	500	3.4
前 田 慶 和	433	3.0
株 式 会 社 シ ン ワ ・ ア ク テ ィ ブ	250	1.7

- (注) 1. 持株数は百株未満を切り捨てて表示しています。
 2. 持株比率については、自己株式数 (3,653株) を控除して算出し小数第2位を四捨五入して表示しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	古 郡 勝 英	社長執行役員
取 締 役	山 下 修 一	専務執行役員 総務本部長
取 締 役	増 田 裕 人	専務執行役員 営業戦略本部長 兼 大阪支社長 兼 大阪営業所長
取 締 役	嶋 津 清 仁	常務執行役員 京浜支店長
取 締 役	吉 田 大 介	上席執行役員 海外戦略本部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	丸 山 英 聡	日本郵船株式会社 アドバイザー
取 締 役 (監 査 等 委 員)	庵 原 敬 吾	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 弥 和 美	中弥和美税理士事務所 税理士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）丸山英聡氏、庵原敬吾氏及び中弥和美氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、監査等委員会の事務局を本店総務部に設置し、同委員会の職務の補助にあたらせております。
3. 取締役（監査等委員）丸山英聡氏は、日本郵船株式会社の取締役・専務経営委員を経験しており、事業経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）庵原敬吾氏は、株式会社みなと銀行の常勤監査役、その子会社であるみなとキャピタル株式会社の代表取締役社長を経験しており、事業経営に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）中弥和美氏は、中弥和美税理士事務所の税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

- ① 就任
該当事項はありません。
- ② 退任
該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員が職務の遂行にあたり、取締役全員を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任追及を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬については、取締役会が取締役報酬制度の構築や改定にかかる審議・決定を行っており、その内容は「取締役報酬規定」として制度化しております。また、株主総会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役ごとに報酬限度額を決定しております。

個々の取締役の報酬の決定に際しては、従業員給与とのバランス・取締役報酬の世間水準・経営内容、業績水準を参考にし、従業員給与最高額を基準として役位別に決定することとしております。具体的には、在任中に定期的に支給する固定報酬と退任後に支給する退職慰労金により構成されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役会の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第86回定時株主総会において年額1億3,200万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は6名です。また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第86回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月25日開催の取締役会の委任決議に基づき代表取締役古郡勝英氏が取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、取締役報酬の決定基準に基づき算出された各取締役の月例の固定報酬額及び使用人兼務取締役の使用人分給与額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

④ 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
	(千円)	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く)	67,301	57,944	—	9,357	5
監査等委員である取締役(うち社外取締役)	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	—	—	3 (3)

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記退職慰労金9,357千円は、当事業年度において計上した引当金繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	丸 山 英 聡	当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回、監査等委員会5回のうち5回に出席いたしました。企業経営における豊かな経験や貿易・海運に関する幅広い知識に基づき、監査等委員である取締役として中立的かつ客観的な観点から監督、助言を行うなど、意思決定や業務執行の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	庵 原 敬 吾	当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回、監査等委員会5回のうち5回に出席いたしました。企業経営における豊かな経験や金融取引に関する幅広い知識に基づき、監査等委員である取締役として中立的かつ客観的な観点から監督、助言を行うなど、意思決定や業務執行の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	中 弥 和 美	当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回、監査等委員会5回のうち5回に出席いたしました。税理士としての財務・会計に関する豊かな経験や専門的な知識に基づき、監査等委員である取締役として中立的かつ客観的な観点から監督、助言を行うなど、意思決定や業務執行の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 1. 社外取締役丸山英聡氏は日本郵船株式会社のアドバイザーであります。

当社と兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役中弥和美氏は中弥和美税理士事務所の税理士であります。

当社と兼職先との間には、特別な利害関係はありません。

3. 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）丸山英聡氏、庵原敬吾氏及び中弥和美氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

協立神明監査法人

(注) 神明監査法人は、2022年4月1日付をもって、協立監査法人（大阪事務所：大阪市中央区、東京事務所：東京都豊島区）と合併し、協立神明監査法人となりました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

10,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

10,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、当該報酬等は相当かつ妥当であることを確認のうえ、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断したとき、その他その必要があると判断した場合、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,194,271	流 動 負 債	4,637,490
現金及び預金	784,056	支払手形及び営業未払金	1,406,156
受取手形、売掛金及び契約資産	2,028,138	短期借入金	2,586,139
立 替 金	1,221,690	リ ー ス 債 務	51,378
そ の 他	162,395	未 払 法 人 税 等	90,162
貸 倒 引 当 金	△2,010	賞 与 引 当 金	264,130
		そ の 他	239,524
固 定 資 産	5,917,735	固 定 負 債	2,249,080
有 形 固 定 資 産	3,038,524	長期借入金	1,994,350
建物及び構築物	1,131,901	リ ー ス 債 務	78,944
機械装置及び運搬具	10,471	繰 延 税 金 負 債	86,853
工具、器具及び備品	4,173	役員退職慰労引当金	75,822
土 地	1,781,656	そ の 他	13,110
リ ー ス 資 産	110,322	負 債 合 計	6,886,571
		(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	73,838	株 主 資 本	2,901,964
借 地 権	34,560	資 本 金	735,000
そ の 他	39,278	資 本 剰 余 金	170,427
投資その他の資産	2,805,372	利 益 剰 余 金	2,008,184
投資有価証券	1,378,424	自 己 株 式	△11,646
差入保証金	774,346	その他の包括利益累計額	323,470
退職給付に係る資産	37,112	その他有価証券評価差額金	300,168
そ の 他	619,885	為 替 換 算 調 整 勘 定	13,069
貸 倒 引 当 金	△4,397	退職給付に係る調整累計額	10,232
資 産 合 計	10,112,006	純 資 産 合 計	3,225,435
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,112,006

招集ノ通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 入		18,390,137
営 業 費 用		17,362,870
営 業 総 利 益		1,027,266
一 般 管 理 費		728,877
営 業 利 益		298,389
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	64,724	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	42,935	
そ の 他	105,974	213,635
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	60,712	
そ の 他	6,592	67,304
経 常 利 益		444,719
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17,098	17,098
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		427,620
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	106,577	
法 人 税 等 調 整 額	14,472	121,050
当 期 純 利 益		306,570
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		306,570

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	4,155,089	流 動 負 債	4,637,073
現金及び預金	744,885	営業未払金	1,406,156
受取手形、売掛金及び契約資産	2,028,138	短期借入金	2,420,000
前払費用	28,091	1年内返済予定の長期借入金	166,139
立替金	1,221,690	リース債務	51,378
その他	134,293	未払金	13,058
貸倒引当金	△2,010	未払費用	97,506
固 定 資 産	5,554,694	未払事業所税	7,498
有 形 固 定 資 産	3,038,524	未払法人税等	89,765
建物	1,122,570	預り金	119,216
構築物	9,330	賞与引当金	264,130
機械及び装置	2,036	その他の	2,224
車両運搬具	8,434	固 定 負 債	2,234,144
工具、器具及び備品	4,173	長期借入金	1,994,350
土地	1,781,656	リース債務	78,944
リース資産	110,322	繰延税金負債	71,917
無 形 固 定 資 産	73,762	役員退職慰労引当金	75,822
借地権	34,560	その他の	13,110
ソフトウェア	27,090	負 債 合 計	6,871,217
電話加入権	12,111	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,442,407	株 主 資 本	2,538,396
投資有価証券	1,047,704	資 本 金	735,000
関係会社株式	57,900	資 本 剰 余 金	170,427
出資	92,800	資 本 準 備 金	170,427
関係会社出資金	83,056	利 益 剰 余 金	1,639,717
長期貸付金	89,840	利 益 準 備 金	183,750
破産更生債権等	4,397	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,455,967
長期前払費用	48,092	買換資産積立金	146,338
差入保証金	774,346	別 途 積 立 金	700,000
前払年金費用	22,368	繰越利益剰余金	609,629
その他	226,298	自 己 株 式	△6,748
貸倒引当金	△4,397	評 価 ・ 換 算 差 額 等	300,168
資 産 合 計	9,709,783	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	300,168
		純 資 産 合 計	2,838,565
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,709,783

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 入	18,390,137
営 業 費 用	17,361,034
営 業 総 利 益	1,029,103
一 般 管 理 費	731,157
営 業 利 益	297,946
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,187
受 取 配 当 金	70,212
そ の 他	105,974
	177,375
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	60,712
そ の 他	6,592
	67,304
経 常 利 益	408,016
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0
	0
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	17,098
関 係 会 社 株 式 評 価 損	37,350
	54,448
税 引 前 当 期 純 利 益	353,568
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	106,186
法 人 税 等 調 整 額	4,047
	110,233
当 期 純 利 益	243,334

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

トレーディア株式会社
取締役会 御中

協立神明監査法人

神戸事務所

代表社員	公認会計士	角 橋	実
業務執行社員			
社員	公認会計士	井 上	健
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレーディア株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレーディア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

トレーディア株式会社
取締役会 御中

協立神明監査法人

神戸事務所

代表社員	公認会計士	角	橋	実
業務執行社員				
社員	公認会計士	井	上	健
業務執行社員				

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレーディア株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

トレーディア株式会社 監査等委員会

監査等委員 丸 山 英 聡 ㊞

監査等委員 庵 原 敬 吾 ㊞

監査等委員 中 弥 和 美 ㊞

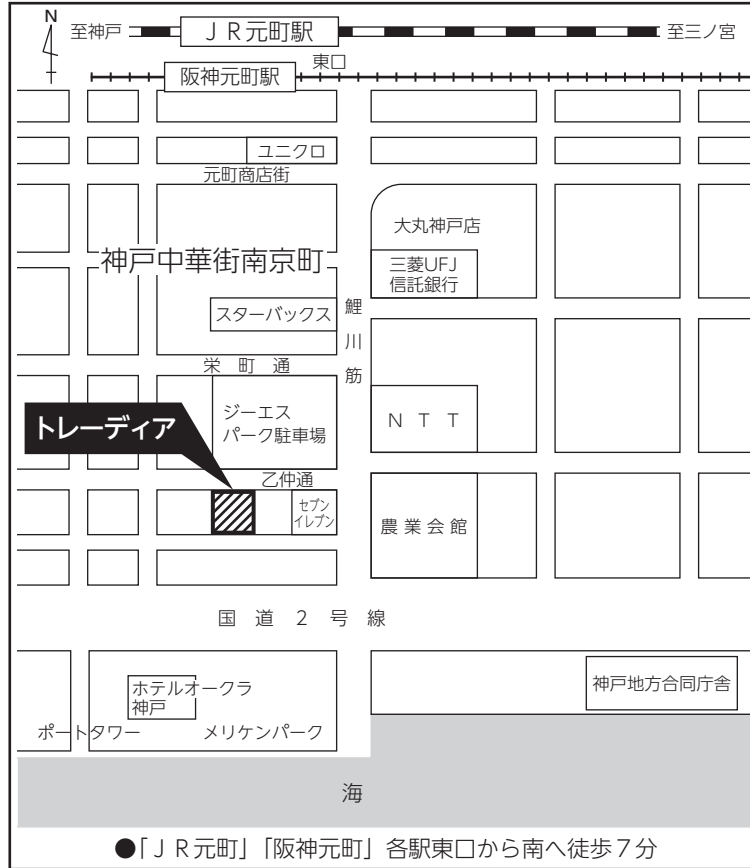
(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図



会場連絡先電話 078-391-7170